

## 令和5年度予算における 引き上げ分に係る地方消費税収の用途について

税率引き上げ分に係る地方消費税収については、  
こども・子育てや医療・介護に係る社会保障施策に要する経費に充当します。

### 1 歳入

引き上げ分の地方消費税収

9,964百万円

### 2 歳出

引き上げ分の地方消費税収を充当する経費は次のとおり。

(単位:百万円)

項目	事業費(一般財源)	うち引き上げ分の 地方消費税充当額
こども・子育て	11,213 ※	5,012
放課後児童健全育成	590	590
保育所運営費・児童入所施設措置費	6,245	2,403
医療費助成	1,399	1,317
市町村が行うこども・子育て事業への補助, 保育緊急確保事業	611	611
高等教育の無償化	91	91
医療・介護	48,706 ※	4,952
国民健康保険, 後期高齢者医療制度に係る 負担金	17,721	2,561
地方独立行政法人病院・公立病院事業 負担金	5,389	902
地域医療介護総合確保基金事業 (医療分)	244	244
地域医療介護総合確保基金事業 (介護分)	257	257
介護給付費負担金	12,937	988
合計	59,919	9,964

※当該項目に関する事業費(一般財源)全体の合計であるため、内訳の合計とは一致しません。  
四捨五入の関係で計と一致しない場合があります。